

平成29年度事業計画



—光のあたりにくい人々とともに歩む—

社会福祉
法人

ロザリオの聖母会

I はじめに

平成28年3月に両院で可決され、同年4月から一部施行された改正社会福祉法の全面的な施行が本年29年4月から予定されている。この法改正の精神は、2000年から2008年にかけて先行して実施された財団・社団法人制度改革に倣い、これと同等以上の「公益性」を担保し、国民から期待されている使命を果たし、存在意義を理解してもらうことにある。

非課税の問題を中心とするイコールフティング論や内部留保問題に端を発した今回の社会福祉法人批判は、この制度に対する理解の不足や情報の偏在・非対称性が主要因であるため、この改正法を通じて国民が社会福祉法人を理解するための仕組みづくりを促進することが強く期待されている。

この実現のため、租税や社会保険料等を財源とする公的な事業として説明責任を果たすための「透明性」「情報公開」の確保、剰余財産の社会福祉事業等への再投下による「非営利性」の堅持、制度化された福祉ニーズに留まらず主体的・自主的に新たな需要を掘り起こす「開拓性」の発揮、利用者・患者さんに対して良質なサービスを安定的に提供する「継続性」「倫理性」の維持、を主軸に据えて事業運営に取り組みたい。

追加された社会福祉法第24条第2項では「社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。」と明記している。言い換えれば、目の前の苦しんでいる人や困っている人に助けの手を差し伸べることである。

新約聖書の「マタイによる福音書 25章 35節～40節」でキリストは、

『私の父に祝福された人たち、さあ、世の初めからあなたがたのために用意されている国を受け継ぎなさい。あなたがたは、わたしが飢えていたときに食べさせ、のどが渴いていたときに飲ませ、旅をしていたときに宿を貸し、裸のときに着せ、病気のときに見舞い、牢にいたときに訪ねてくれたからだ。』すると、正しい人たちが王に答える。『主よ、いつわたしたちは、飢えておられるのを見て食べ物を差し上げ、のどが渴いておられるのを見て飲み物を差し上げたのでしょうか。いつ、旅をしておられるのを見てお宿を貸し、裸でおられるのを見てお着せしたのでしょうか。いつ、病気をなさったり、牢におられたりするのを見て、お訪ねしたのでしょうか。』そこで、王は答える。『はっきり言うておく。わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。』と言われた。

「最も小さき人、苦しんでいる人の中にキリスト（神）がおられる。これらの人に手を差し伸べることはキリスト（神）にすることと同じである。これらの人がキリスト（神）である。」

高みに立つのではなく、苦しんでいる人と同じ目線で、寄り添って共に歩むと言う、この

キリスト教精神、小原ケイの精神こそが福祉の本質であり、奇しくもこの精神の一部が法文上に反映されることとなった。

今年度の具体的な改正点は、経営組織のガバナンス強化と財務規律の強化の二つである。前者の柱は、①法人運営に係る重要案件の議決機関及び事後的な法人運営の監督機関としての評議員会の必置、②業務執行に関する意思決定機関及び理事長や理事に対する牽制機関としての理事会機能の法律上の明記、③一定規模以上の法人への会計監査人の導入であり、後者の柱は、①剰余財産の明確化と福祉事業等への再投下の義務付け、②役員報酬基準の作成である。

現状の評議員会の位置付けは任意設置の理事会諮問機関であり、限定的な権限のみ有し、実際には計画立案、意思決定及び執行機関は理事会が兼ねていた。改正後は、計画立案及び執行機関は理事会、評議員会は意思決定機関と明確な役割分担と権限の分立がなされ、理事会への権限集中を抑制し均衡を図っている。

社会・経済情勢をマクロに俯瞰すると、中長期的な問題としては高齢化と少子化の同時進行が挙げられる。これによる本邦の人口減少は、就業人口、消費人口や納税人口の減少を意味し、GDPや内需の低下、歳入の減少は避けられず、国力の衰退に直結する。AIやICTのイノベーションがこれらを補完して、新たな経済成長の起爆剤となる可能性は否定できないが、現段階では未知数である。

就業人口の減少は、我々福祉業界へも直撃しており、ここ数年来、職員採用には腐心している。近い将来、目の前に苦しんでいる方々のニーズがあるのに、求人難がサービス提供上のボトルネックになることは、非常に高い蓋然性を有する。

消費人口の減少は、首都圏の穀倉地帯である東総地域の農産畜産水産物に対する需要を低減させ、地域の更なる就業人口減や流出にもつながりかねない。納税人口の減少は自治体や政府の歳入を直撃するため、政府は社会保障への歳出も見直さざるを得ないであろう。

これらの対症療法的また原因療法的解決として政府も種々の政策を立案・施行するだろうが、我々事業者としても、ただ政府の助けを待ち座視しているだけではなく、出来る範囲での自助精神が必要となる。

中長期的に本会としては、適切な求人広報媒体の活用、インターネットを活用した情報発信、見学など小中学校の福祉教育や福祉系学校への実習協力、高齢者や障害者雇用の促進を通じて人材の確保に向けた取り組みの強化、労働法規の遵守と適切な労務管理、職員処遇の改善、子育て世代への配慮、定年制度の再構築など人材の定着に向けた取り組みの強化、サービスの質及び量の向上、職員のモチベーションの向上のための人材育成、適切な処遇や異動のベースとなる人事考課制度を円滑に運用し、上述した人事諸施策を包括するトータルな人材管理システムを強化したい。

最後に、今年度は戦後の本会の社会福祉法人化から数えて65年目を迎える。10月4日の創立記念日行事において、記念誌発刊や特別講演を行う予定である。来る次世代の創立80周年に向けての橋渡しとしたい。

II ロザリオの聖母会の理念及び倫理綱領

1 経営理念

光のあたりにくい人々とともに歩む

2 サービス提供の基本理念

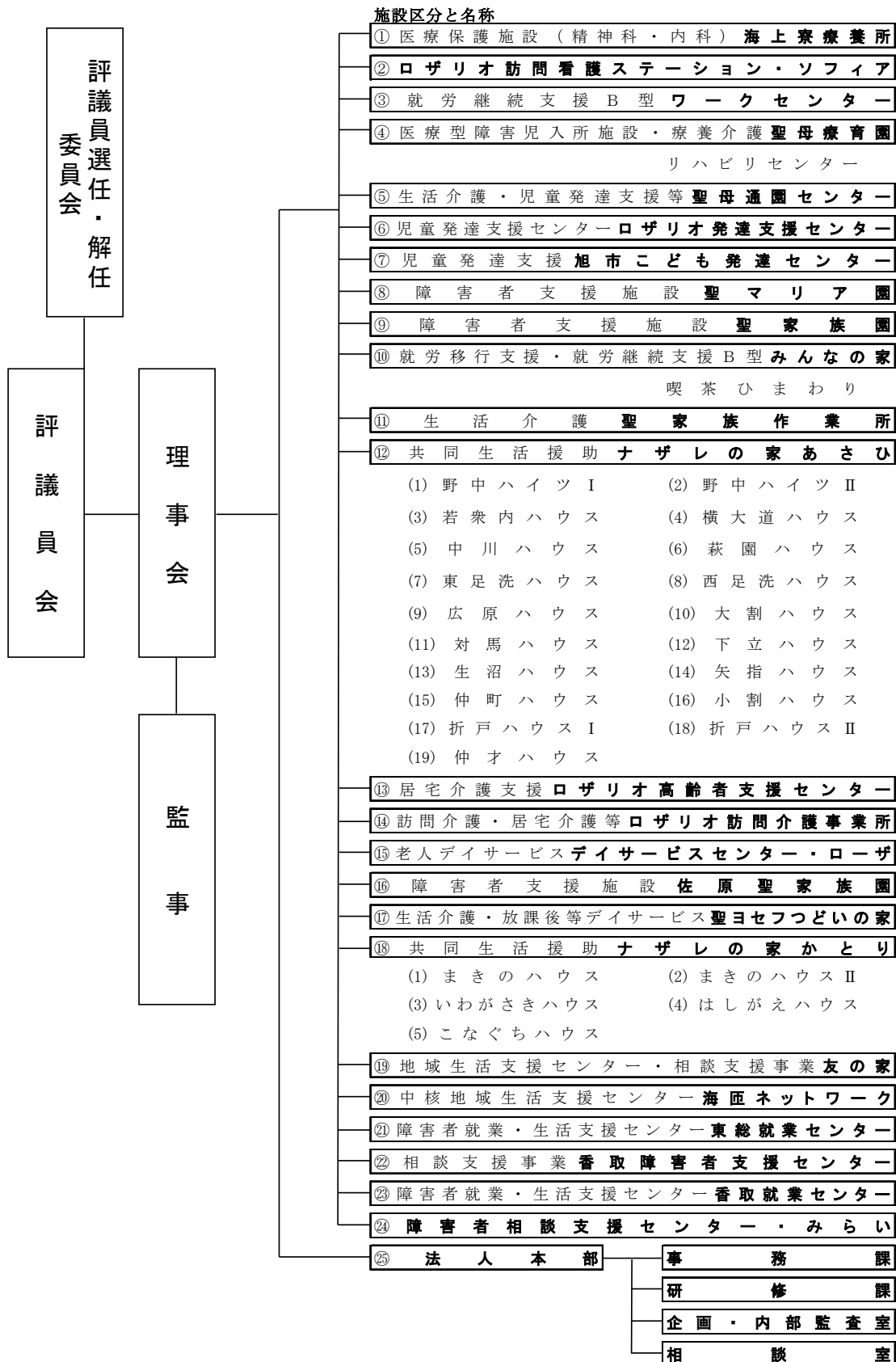
- (1) 利用者の生命の尊厳、人権及び人生を大切にする
- (2) 利用者の願いや要求に真摯に向き合い、理解し、共感する
- (3) 利用者の自立・自己実現・自己決定の過程を支援する

3 倫理綱領

- (1) 生命の尊厳
私たちは、利用者一人ひとりをかけがえのない存在として認め、その人なりの人生を大切にします。
- (2) 人権の擁護
私たちは、利用者一人ひとりの人間としての基本的な権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さないことを誓います。
- (3) 個性、主体性の尊重
私たちは、利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重し、自己決定を基本とした支援を心がけます。
- (4) 社会参加の促進
私たちは、利用者一人ひとりが社会の一員としての市民生活を送れるよう支援します。
- (5) 生活環境の整備
私たちは、利用者一人ひとりが生活者として快適な日々を過ごせるよう、施設及び周辺的环境整備に努めます。
- (6) 豊かな地域生活へ
私たちは、地域で生活する障害者が豊かな市民生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに添った支援を心がけます。
- (7) 職員として
私たちは、福祉施設職員としての専門的役割と使命を自覚し、利用者一人ひとりに適切な支援が提供できるよう、常に自らへの問いかけを怠らず、研鑽と人間的成長に努めます。

Ⅲ 本会の事業

1 組織



2 事業内容(○は定款記載事業、●は定款に記載のない事業)

2-1 入所系事業

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○医療保護施設 | 海上寮療養所 |
| ○医療型障害児入所施設、療養介護 | 聖母療育園 |
| ○障害者支援施設 | 聖マリア園、聖家族園、佐原聖家族園 |

2-2 居住支援系事業

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ○共同生活援助 | ナザレの家あさひ(旭地区)
ナザレの家かとり(香取地区) |
|---------|---------------------------------|

2-3 通所(日中活動)系事業

- | | |
|------------------|-----------------------------------------------------------|
| ●認知症外来 | 海上寮療養所 |
| ●精神科デイケア | 海上寮療養所 |
| ○療養介護 | 聖母療育園 |
| ●障害児(者)リハビリテーション | 聖母療育園 |
| ●障害児者歯科診療 | 聖母療育園 |
| ○日中一時支援 | 聖母療育園、聖母通園センター、聖マリア園、
聖家族園、聖家族作業所、佐原聖家族園、
聖ヨセフつどいの家 |
| ○児童発達支援 | 聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター
(ふたば保育園)、旭市こども発達センター |
| ○放課後等デイサービス | 聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター
(ふたばクラブ)、聖ヨセフつどいの家 |
| ○保育所等訪問支援 | ロザリオ発達支援センター |
| ○短期入所 | 聖母療育園、聖マリア園、聖家族園、
佐原聖家族園 |
| ○生活介護 | 聖母通園センター、聖マリア園、聖家族園、
聖家族作業所、佐原聖家族園、
聖ヨセフつどいの家 |
| ○就労移行支援 | みんなの家 |
| ○就労継続支援B型 | ワークセンター、みんなの家 |
| ○老人デイサービス | デイサービスセンター・ローザ |
| ○老人短期入所事業 | 聖マリア園 |
| ●働く場 | ひまわり、ひまわりⅡ |
| ●遊びの場 | おもちゃ図書館(さわやかホール) |

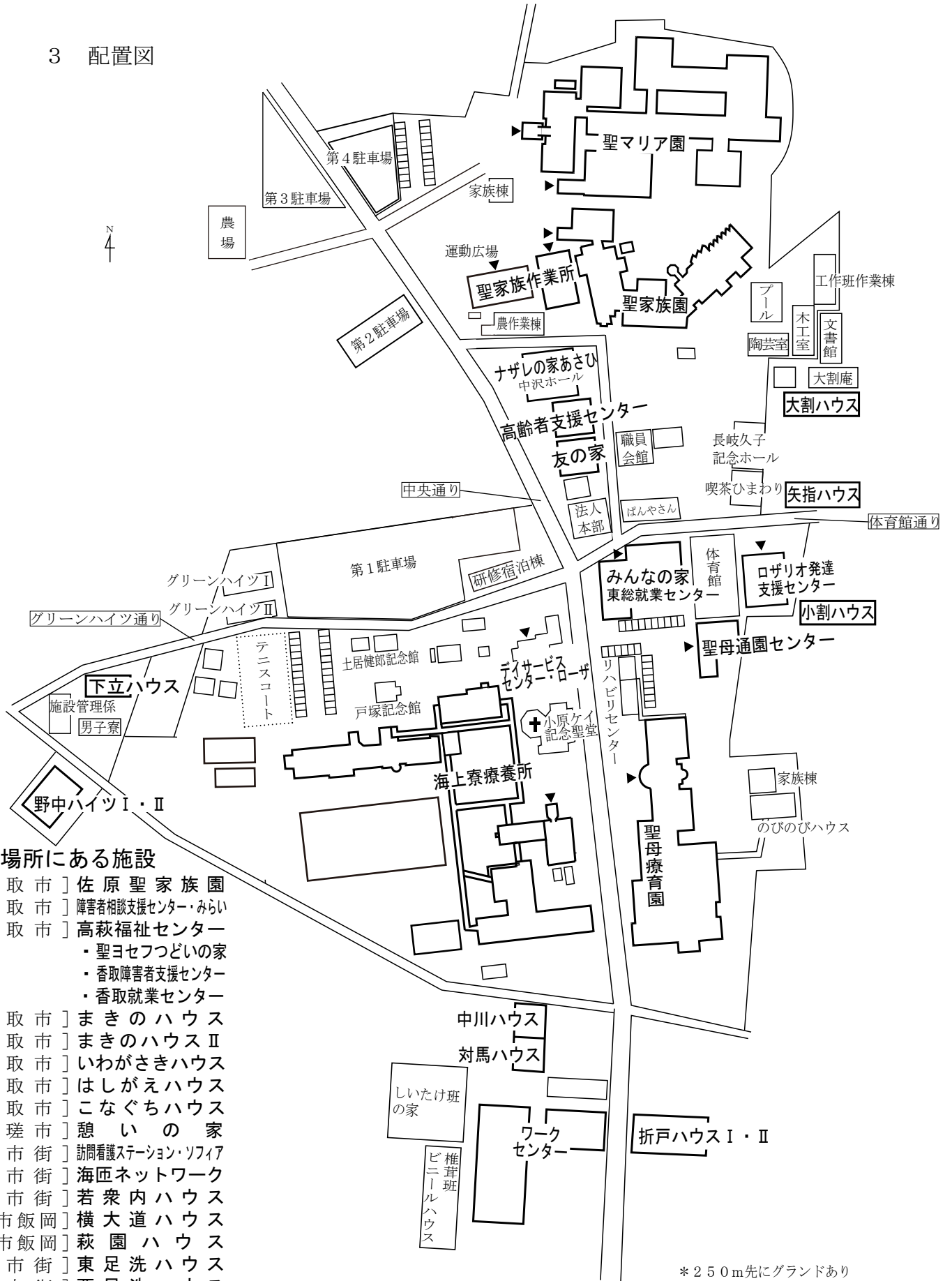
2-4 訪問・相談等地域生活支援系事業

- | | |
|-------------------|-------------------------------------------------------|
| ●認知症訪問診療 | 海上療養所 |
| ●訪問看護 | 海上療養所 |
| ○訪問看護事業 | ロザリオ訪問看護ステーション・ソフィア |
| ○障害児相談支援事業 | 友の家、ロザリオ発達支援センター
香取障害者支援センター、障害者相談支援センター・みらい |
| ○相談支援 | 友の家、香取障害者支援センター、障害者相談支援センター・みらい |
| ○地域活動支援センター I 型 | 友の家（旭市、匝瑳市） |
| ○精神障害者地域移行支援事業 | 友の家、香取障害者支援センター（千葉県） |
| ○相談支援事業 | 友の家（旭市、匝瑳市）、
香取障害者支援センター（香取市）、障害者相談支援センター・みらい（香取市） |
| ○千葉県障害児等療育支援事業 | 聖母療育園、ロザリオ発達支援センター、 |
| ○基幹相談支援センター | 海匝ネットワーク(旭市)
香取障害者支援センター（香取市、神崎町、東庄町） |
| ○障害者虐待防止センター | 海匝ネットワーク(旭市)
香取障害者支援センター（香取市、神崎町、東庄町） |
| ●訪問リハビリテーション | 聖母療育園リハビリセンター |
| ●海匝・香取地区療育相談事業 | ロザリオ発達支援センター（旭市、銚子市、香取市、匝瑳市、神崎町、多古町、東庄町、横芝光町の4市4町） |
| ●療育相談支援機能強化事業 | ロザリオ発達支援センター |
| ●乳幼児検診時における心理相談 | ロザリオ発達支援センター
（旭市、多古町、横芝光町） |
| ●香取市発達検査 | ロザリオ発達支援センター（香取市） |
| ○障害者就業・生活支援センター事業 | 東総就業センター、香取就業センター |
| ○障害者雇用アドバイザー事業 | 東総就業センター、香取就業センター |
| ○居宅介護支援事業 | ロザリオ高齢者支援センター |
| ○老人居宅介護等事業 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○居宅介護 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○重度訪問介護 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○同行援護 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○行動援護 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○移動支援事業 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ●コミュニケーション支援 | ロザリオ訪問介護事業所 |
| ○中核地域生活支援センター | 海匝ネットワーク |
| ●障害者グループホーム等支援事業 | 海匝ネットワーク、香取障害者支援センター |

2-5 その他

- 障害支援区分認定調査業務受託 友の家（旭市）
香取障害者支援センター（香取市、東庄町）
- 介護認定調査員受託 ロザリオ高齢者支援センター（旭市）
- 介護認定審査員受託 ロザリオ高齢者支援センター（旭市）
- 介護予防支援業務委託 ロザリオ高齢者支援センター（旭市）
- 千葉県精神障害者地域移行支援事業高齢入院患者地域支援事業の受託
海上寮療養所（千葉県）
- 旭市被保護者就労支援事業 海匠ネットワーク（旭市）
- 一時保護事業 ロザリオの聖母会（千葉県）
- 旭市社会福祉協議会配食サービス事業
みんなの家（ひまわり）
- 社会貢献活動 コミュニケーションセンターMado-ka（マドカ）

3 配置図



離れた場所にある施設

- [香取市] 佐原聖家族園
- [香取市] 障害者相談支援センター・みらい
- [香取市] 高萩福祉センター
 - ・ 聖ヨセフつどいの家
 - ・ 香取障害者支援センター
 - ・ 香取就業センター
- [香取市] まきのハウス
- [香取市] まきのハウスⅡ
- [香取市] いわがさきハウス
- [香取市] はしがえハウス
- [香取市] こなぐちハウス
- [匝瑳市] 憩いの家
- [旭市街] 訪問看護ステーション・ソフィア
- [旭市街] 海匠ネットワーク
- [旭市街] 若衆内ハウス
- [旭市飯岡] 横大道ハウス
- [旭市飯岡] 萩園ハウス
- [旭市街] 東足洗ハウス
- [旭市街] 西足洗ハウス
- [旭市海上] 広原ハウス
- [旭市街] 生沼ハウス
- [旭市街] 仲町ハウス
- [旭市街] 仲オハウス
- [東足洗浜] グラウンド

IV 中・長期計画

- 社会福祉法改正に伴う経営組織体制の再構築と管理体制の改革及び情報公開の推進
- 多様なニーズへの関わり等、公益的な取り組みによる社会・地域貢献の推進
- 総合的な人材マネジメントの実現（職員採用チャネル拡大、処遇の向上、育成の充実）
- 地域医療・福祉システムへの関わりと地域の福祉課題への取り組み
- 訪問事業、外来事業、就労・退院促進事業等の地域サービス拡充
- 入所系施設の拠点化及び地域生活支援の拡充
- 通所系事業所のサービス内容の充実及び機能・役割の明確化
- グループホームのサービスの質向上と運営安定化
- 相談系事業所の経営安定化と量的・質的向上及び連携強化
- 法人及び施設・事業所の将来像にかかる長期ビジョンの策定

V 年度計画

1 主な計画

1-1 本年度の重点目標（下線部は全施設・事業所対象の項目）

（1）運営管理

－福祉・医療の情勢や動向を注視しつつ施設・事業所の安定的運営に努める－

ア 制度改正など諸情勢を踏まえた施設・事業所の課題と展望

○入所系

障害者の地域生活を支援する拠点としての役割・機能を推進する。

日中活動の充実及び高齢化対策など入所利用者へのサービス向上に加えて、地域生活を支援する拠点施設としての役割を果たすよう努める。

○通所系

法人内通所事業所間の連携強化による安定的な運営を図る

通所事業所相互に連携して業務内容の改善や人員配置問題に取り組み総合的に運営を安定化するよう努める。また、事業種別毎に求められる専門性や役割への認識を深めつつ事業目的の充実に努める。

○居住系

利用者の多様化や個々のニーズに対応して生活の本拠地としての機能充実に努める。

世話人不足の解消に努めつつ常勤職員配置や組織改編等によって多様化する利用者や地域のニーズに応える。

○訪問・相談系

相談事業者に求められる諸課題へ適切に対応する。

地域生活支援事業、高齢障害者問題、差別解消法、意思決定支援、生活困窮者支援、成年後見制度、地域包括ケアの深化、地域共生社会の実現、福祉サービスを「タテワリ」から「まるごと」へと転換、コミュニティソーシャルワーク、多問題家族への対応、医療介護の連携、ケアマネジメント質の向上等への理解を深めつつ利用者の地域生活支援と人権擁護に努める。

イ 人材の確保、定着、育成の推進

人材確保のためのチャンネル拡大とともに、職員の専門知識の習得、技術向上等キャリアパスの明確化とそのため体系的な教育研修プログラムの策定・実行と併せて、計画的な人事異動により適材適所な配置と登用を行う。

ウ 福祉サービスの一層の充実を目指した施設整備の改善・拡充

良質且つ安全・安心な利用者サービス提供のために、施設・設備の改築改善を年次計画に沿って着実に進捗させるとともに、利用者・職員の双方の利便性、快適性を追求した設備機器の導入更新を行う。

エ 堅確な財務規律と内部管理体制の確立

ガバナンスの確立と並行して、業務の適正化、財務の充実・健全な運営を図るため、内部管理体制の整備と併せて会計監査人による監査を通じ財務情報の信頼性向上と業務の効率化に努める。また財務情報や事業報告などもタイムリーにホームページやニュースレター等で公開し、本会の社会的及び地域貢献的な事業に理解を得るよう努める。

(2) 利用者サービス

－社会福祉法人に求められる課題を踏まえ利用者へのサービスの質向上に努める－

ア 地域医療・福祉への取り組み

地域移行を含めた利用者の地域生活支援について、病院及び入所系施設がそれぞれの機能、役割に応じた具体的な取り組みを実施する。

イ 虐待防止、権利擁護、差別解消に向けた取り組み

入所施設において前年度発生した虐待行為を深く反省し、全職員が今一度法人の理念、倫理要項、職員行動規範に基づいた行動に努めるとともに、今後は虐待防止及び権利侵害、差別解消等に対する施設・事業所内部のあらゆるチェック機能を確実に運用し、早期発見・再発防止策の徹底を図る。併せて職場環境や風土の改善を図り、風通しの良い職場づくりに努めこのような事案の絶無を期していく。

ウ 利用者の立場に立った福祉サービスの実施

サービス提供方針の明確化や職員の専門知識、技能向上と併せてサービスの自己評価点検と第三者評価に基づいた積極的な改善等利用者目線のサービス提供に努める。又苦情解決制度活用と利用者・家族参加の改善取り組みを積極的に行うとともに、各法令に基づいた「意思決定支援」「合理的配慮」等も含め施設・事業所個々が専門性や特性を踏まえ検討を加える。

(3) 安全対策

－法人の総合的な安全衛生対策の向上を図る－

ア 法人全体の防災・防犯対策の向上と交通事故防止対策

地震・津波、火災、風水害、パンデミック等あらゆる災害時や防犯の対応等日頃の備えと緊急時への即応力を強化する。また、職員の交通安全講習等の安全対策にも注力し通勤途上や利用者送迎時の事故防止に努める。

イ 利用者等安全対策の向上

従来に対策に加えて事故・ヒヤリハット報告に多く見られた転倒・誤薬への対策を全施設・事業所の課題として徹底する。

この対策に必要な設備の見直し、機器の導入に努め、利用者の立場に立った改善を図って行くとともに職員の労災事故の防止対策も推進する。

ウ 職員のメンタルヘルスとハラスメント対策の向上

職員のメンタルヘルスに関する体制を確立する。安全衛生委員会組織のない施設事業所の職員を含め総合的な対応を推進していく。併せて各ハラスメントについても日々のチェックと相談窓口の活用で問題解決に努める。

エ IT・情報管理対策の向上

ITシステムへの内外からの不正通信の防御、内部からの情報の流失防止など、ハード・ソフトの両面から一層の検討と対策を実施し、リスク管理体制の強化と不正事故の防止に努めていく。

(4) 公益的活動

ー地域から必要とされる社会貢献活動を推進するー

ア 医療・福祉専門職の施設派遣や他法人等への人的支援・協力

地域の福祉施設等の求めに応じて医療・福祉専門職を派遣し地域全体のサービスの質向上を図るとともに、社会福祉法人、NPO法人や各種協議会等に職員を派遣して人的支援・協力をを行う。

イ 地域活性化への取り組み等公益的な取り組み

コミュニケーションセンターMadoka事業の推進として、ちば醤油工場跡地を活用した各種の支援活動を展開し、地域の活性化に努める。また他の法人や団体との連携や地元説明会、後援会、家族会等幅広く連携して、様々な福祉、生活支援ニーズの発掘とその対応など、公益的な活動を推進し社会への貢献事業に積極的に取り組む。

更にロザリオ体育館、中沢ホール、海上寮グラウンド、高萩福祉センターさわやかホール等諸施設を開放し、近隣の社会福祉法人、NPO法人、市民団体、スポーツ団体等が実施する非営利事業に関連施設を無償提供して、地域との連携を深めて行く。

ウ 障害者週間行事による地域啓発活動

障害者週間に福祉・医療に係る本会主催の講演会を企画し、法人職員に加えて地域の福祉関係者等に研修機会を提供することにより地域の福祉サービス向上に寄与する。

併せて、ロザリオ福祉作文コンクールによる海匝・香取圏域小中学生の福祉教育として、海匝・香取圏域の小中学生を対象としたロザリオ福祉作文コンクールを実施して、次代を担う青少年に「障害とは、福祉とは何か」を考える機会を提供する。

2 施設等の整備

2-1 海上療養所

- (1) 共同浴場改修工事を1カ所

2-2 聖母療育園

- (1) 車両更新整備（ワンボックス） 300万円
- (2) ユニフォームのリース更新契約 4年リース 総額1,200万円

2-3 聖母通園センター

- (1) 空調取替工事

2-4 ロザリオ発達支援センター

- (1) 駐車場カーポート設置工事

2-5 聖マリア園

- (1) 聖マリア園内装繕工事（年間＝居室3部屋・ベッド入れ替え5台）
- (2) 給湯設備修繕工事
- (3) 水道配管修繕（入札案件）
- (4) 北側駐車場借用地整備
- (5) 特殊浴槽購入（職場定着支援補助金助成申請予定）
- (6) 利用者共同の大型冷蔵庫購入（NHK歳末たすけあい助成金申請予定）

2-6 聖家族園

- (1) 屋根・外壁塗装修繕工事
- (2) 工作棟改修工事
- (3) マイクロバス購入
- (4) 10名乗りワゴン車購入（助成団体への助成申請予定）

2-7 ナザレの家あさひ

- (1) 萩園ハウス、東足洗ハウス、矢指ハウス スプリンクラー設備整備工事（消防法の改正に伴う改修）
- (2) 若衆内ハウス 屋根外壁等修繕工事（建物等の老朽化対策）

2-8 みんなの家

- (1) 車輛整備（ミニバンタイプ）
- (2) 新規事業に伴う土地と建物の購入を計画

2-9 聖家族作業所

- (1) 送迎及び外出等活動に要する車輛整備（ワゴンタイプ）

2-10 佐原聖家族園

- (1) 食堂の床張替え工事
- (2) 女子浴室前のエアコン設置

- (3) 居室エアコン設置 (いちごの家・短期入所居室2室)
- (4) 10人乗りワゴン車 (通所者の送迎用) 共同募金会申請希望
- (5) 10人乗りワゴン車購入 (余暇活動用)
- (6) 29人乗りバス購入

2-11 聖ヨセフつどいの家

- (1) 軽リフトカーの整備
- (2) 漏水対策工事

3 会議

3-1 理事会

理事会は、本会の業務執行の決定機関としての機能を果たすため、原則として3カ月に一度開催する。平成29年4月1日施行の社会福祉法人制度改革により、5月の理事会において平成28年度の事業報告と決算の議題を行った後、下記の理事は任期を終了する。次いで改正後の社会福祉法に基づく新しい理事が選任される予定。新体制下での第1回目の6月理事会は今後の本会運営の方向性を定める重要な議題となる見込みである。

(1) 理事（9名）

- | | |
|---------|-----------|
| ①桑島 克子 | 理事長 |
| ②石毛 敦 | 常務 |
| ③佐々木日出男 | 海上療養所名誉院長 |
| ④小嶋 昭三 | 元小学校長 |
| ⑤吉川 敦 | カトリック司祭 |
| ⑥松井 安俊 | 元小学校長 |
| ⑦野口 厚司 | 元法人専務 |
| ⑧向後 文司 | 元銀行役員 |
| ⑨木村 明夫 | 歯科医師 |

(2) 監事（2名）

- | | |
|-------|-------------|
| ①加瀬 博 | 元銀行支店長 |
| ②埴 政美 | 旭市社会福祉協議会会長 |

3-2 評議員会

平成29年4月1日施行の社会福祉法人制度改革において、評議員会が法人運営に係る重要事項の議決機関として位置付けられ、理事会のけん制機能を有することが期待されている。

改正法に基づき制定した変更後の定款において平成29年度からは、原則として年1回、平成29年6月に開催する予定である。審議事項は、理事並びに会計監査人の選任、理事及び監事の報酬等の額、決算書の承認等についてである。その他緊急に審議が必要な場合などは理事長が臨時に招集する場合がある。

なお、29年度からの新評議員会体制移行に伴い、29年3月31日を以て下記の改正前の社会福祉法による評議員の任期満了となる。同年4月1日から改正後の社会福祉法に基づく新評議員選任の効力が発生することとなる。

(1) 評議員（21名・五十音順）

①安西 淳一（議長）	元会社役員
②石毛 敦	常務
③伊藤 幸子	法人研修課長
④江口 鎮男	元会社役員
⑤遠藤 誠	地元代表
⑥加瀬 和子	旭市母子寡婦福祉会旭地区会長
⑦加瀬 敏雄	職員代表
⑧加瀬 政衛	元聖マリア園園長
⑨河辺 真宏	利用者家族
⑩木村 潔	NPO法人スペースぴあ理事長
⑪久保寺 満典	NPO法人あんしん理事長
⑫小池 秋男	聖マリア園園長
⑬向後 文司	元銀行役員
⑭越川 一幸	家族会代表
⑮小原 謙二	元会社部長
⑯白井 正和	友の家所長
⑰鈴木 悦子	ボランティア
⑱林 幸子	障害児支援活動グループWITH代表
⑲平山 佐知子	東総地域の療育を考える会世話人代表
⑳村岡 龍太郎	NPO法人ライフサポート楽楽理事長
㉑吉田 政男	家族会代表

3-3 評議員選任・解任委員会

改正後の社会福祉法においては、定款で定める評議員の選任・解任の方法として、評議員の構成が特定の関係者に偏ることがないように、法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関としての評議員選任・解任委員会を設置し、この機関の決定に従って評議員の選任・解任を行うこととなった。

施行は平成29年4月1日からであるが、改正法上3月31日までに新評議員の選任を行わなければならないため、平成29年1月理事会にて評議員選任・解任委員会の運営規程の制定、委員の選出、報酬の有無などを決定し、4月1日からの新評議員選任の準備を整えている。

(1) 評議員選任・解任委員会（3名）

- | | |
|---------|--------|
| ①立川 國紀 | 元会社部長 |
| ②加瀬 博 | 元銀行支店長 |
| ③花牟礼 香一 | 係長事務員 |

3-4 法人運営会議

原則として毎週火曜日に開催し、理事会、評議員会の議決に基づいて人事、労務、財務、サービスその他法人運営全般にわたる事項の協議と意思決定を行うとともに、理事長の諮問機関として理事会に対する意見具申等を行う。

○構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する施設・事業所長

3-5 経営会議

施設あるいは関連事業所グループ（①海上療養所＋ソフィア②聖母療育園＋聖母通園センター＋ロザリオ発達支援センター＋旭市こども発達センター③聖マリア園④聖家族園⑤佐原聖家族園＋ナザレの家かとり＋みらい⑥ナザレの家あさひ⑦ワークセンター＋みんなの家＋東総就業センター⑧聖家族作業所⑨聖ヨセフつどいの家＋香取障害者支援センター＋香取就業センター⑩高齢者支援センター＋ロザリオ訪問介護事業所＋デイサービスセンター・ローザ⑪友の家＋海匠ネットワーク）ごとに、原則として毎月1回実施し、施設・事業所運営上の問題全般にわたって協議を行う。

○構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する理事
施設・事業所長、及び施設・事業所長が指名する幹部職員

3-6 施設・事業所長会議

原則として毎月第3水曜日に開催し、理事会、評議員会の議決と法人運営会議の意思決定に基づいて、法人全体及び施設・事業所横断的な事項全般にわたって合意、確認、意思統一を図ることを目的とする。

○構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する理事
海上療養所、ワークセンター、聖母療育園、聖母通園センター、聖マリア園、聖家族園、みんなの家、聖家族作業所、ナザレの家あさひ、ロザリオ高齢者支援センター、デイサービスセンター・ローザ、佐原聖家族園、聖ヨセフつどいの家、友の家、海匠ネットワーク、香取障害者支援センター、ロザリオ発達支援センターの各施設・事業所長

3-7 その他の会議、委員会

(1) 研修委員会

法人全体及び施設内の研修計画立案と実施等に携わる人材を育成するため、施設横断的組織として平成18年11月に本委員会を発足して現在に至っている。

本委員会は研修課長、研修課職員、施設・事業所長会議代表者と主要な施設から選任された研修委員で構成し、採用年度別研修会を運営・指導するほか年6回委員会を開催して施設内研修状況の確認や研修計画の立案を行う。具体的計画は本事業

計画書の本部研修課欄に詳述する。

(2) 総合安全対策委員会

法人全体の総合的な安全対策を協議、検討する機関として月1回本委員会を開催する。委員は施設の防災委員等で構成し、法人・施設・事業所が連携をとりながら防災、安全、インフルエンザ等の多様な課題に取り組む。

なお、本委員会は従来の法人安全対策委員会と新型インフルエンザ対策委員会を統合して平成21年1月に発足した組織である。

今年度は、不審者対策、風水害対策、虐待防止研修の強化の3点を、これまでの対策に加えることで安全対策の強化を図る。

(3) 地域生活支援連絡会

平成28年度に「地域生活支援会議」から「地域支援連絡会」に名称変更した。

職員の研修の場、参加者が自分の意見を発言していく訓練の場、情報共有の場、制度・機能の縦割りでない横のつながり強化することを目的とする。参加職員は連絡会の場を活用していく。開催のテーマについては参加者から意見を取りまとめ事務局で年間計画を作成し、四半期ごとにまとめていく。議事録を作成し、施設・事業所長会議で報告を行う。事務局は法人内事業所の責任者5名で構成し、運営の基本方針を決定して、会議時のファシリテーターも兼ねている。

(4) 通所事業所連絡会議

本会議は通所系事業所の管理者、サービス管理責任者及び職員が2ヶ月に一度集合し、ケース検討、作業状況、サービス提供に係る事項等を協議、情報交換することを通して事業所間の連携を図ることを目的に、平成23年1月に発足した。

平成28年度は、各事業所より個別のケースについて事例検討し、協議した。その中で実際のケースに貢献することも出来た。

平成29年度も引き続き、困難事例を取り上げ、現場に即した意見交換を行い、実際のケースに繋げていきたい。また、その中で事業所同士の連携もより強化することに務める。

(5) 広報ロザリオ編集委員会

施設から選任された編集委員によって構成し、広報ロザリオ刊行に係る諸業務を企画、実践する。

(6) 福利厚生センター運営委員会

職員の福利厚生事業を担当する福利厚生センターを運営するため、施設から委員を選任して、職員夏祭り、バレー大会等諸行事の企画、運営を担当する。

(7) 事務連絡会

会計、給与、人事、行政事務、その他法人・施設運営事務全般に係る事項を的確に遂行するために、関係事務職員を構成員として週1回連絡会議を行う。また、制度の変更、一部改正等施策の動向に応じた情報交換の場及び職員研修の場としても機能するよう運営する。

なお、29年度は社会福祉法改正に伴う財務規律強化の一環として控除対象財産や社会福祉充実残額を算定することが求められているので、各施設・事業所の事務担当者が連携してスムーズな新制度への切替を行いたい。

4 地域との連携（交流）

地域との連携や交流を促進するため、また地域公益活動の一環として今年度も下記の行事等を実施する。

4-1 地元説明会

年一回（7月上旬）近隣在住の方々に対して本会の事業内容や将来の展望等を報告、説明するとともに、地域の方々からの本会に対する意見、要望を聞くなどして相互理解を深める機会とする。

なお、年2回の近隣あいさつ回りや野中区行事や作業への本部等職員派遣等の交流活動を通じて、一層地域との親密な関係作りに努めるとともに、地域の一員としての役割を果たしたいと考える。

4-2 ロザリオ福祉まつり

近隣の市町村から多くの市民が訪れる「ロザリオ福祉まつり」は、今年度で28回を数え、利用者や家族、ボランティア、職員を交えた一大イベントとして地域と利用者及び施設の交流を実現する最も大きな機会となっている。

利用者の意思を尊重した運営、個々に応じた出番や役割を設定するなど利用者参加型のお祭りを目指し、全施設・事業所参加型の協働協力体制で取り組みたい。

今年度の日程は平成29年9月24日（日）を第一候補に後援会ほか関係団体と調整を図りたい。

4-3 作文コンクール

東総・香取地区の小中学生から福祉を題材にした作文を募集し、優秀作品を選考、表彰する本事業について、今年度も例年どおり6月に募集を開始し12月に表彰式を実施する。

なお、本事業はロザリオの聖母会の地域サービス（啓蒙活動）の一つとして位置づけられるものである。

4-4 ボランティア受け入れ

先の「ロザリオ福祉まつり」などの全体行事には、今年度も近隣の中・高校生に学校を通じて協力を求める。また、その他随時施設内の行事や業務についてもボランティアの協力を求め、それらのことを通じて施設の社会化と地域との交流を図っていく。

なお、昨今の人材不足に対する長期的な対策として小中高校生のボランティア受け入れを位置づけ、彼らが将来福祉施設で働くことを望むような体験をしてもらえるよう心がける。加えて、虐待防止や権利擁護を推進するためには施設・事業所に外気を吹き込み、第三者的な眼差しを向けるボランティアの存在は重要と考えるので、その意味からも今後も定期的・継続的な受け入れを目指していきたい。

4-5 障害者週間行事

本会の地域公益活動として位置づけ、地域に開いた催しとする。具体的には、平成29年12月2日（土）の午後、ロザリオ福祉作文コンクール表彰式、ボランティア感謝式と障害者週間行事に則した講演会等を行う予定である。

4-6 ロザリオの聖母後援会

経営基盤の脆弱な施設・事業所の環境整備やサービス改善を図る上で、また、法人独自事業の展開を図る上で後援会の存在は大きな支えとなっており、29年度は6月と30年3月に役員会を開催してロザリオ福祉まつりや後援会寄付金の使途などについてご協議、本会運営面のご助言をいただく予定である。

○後援会役員名簿（敬称略・五十音順）

会長 米本弥栄子

役員 飯笹与一、伊藤武衛、伊藤隆一、井橋千代子、加瀬健一、小嶋卓、杉崎英雄、
関本光彦、平野みとり

4-7 長嶋茂雄旗争奪野球大会

巨人軍長嶋茂雄氏から社会福祉振興のために優勝旗が贈られた。本会ではこれを機に施設職員の慰労、激励と地域青年との交流を目的としてこの大会を主催しており今年度は第23回を数える。

4-8 陶芸教室

本会の陶芸室を地域に開放し、毎月第二土曜日に講師を招いて利用者、職員、地域の方々との交流の場を設けている。

4-9 コミュニケーションセンターMadoka

人口減少や少子高齢社会、家族・地域社会の変容などを背景に、地域福祉が抱えるニーズは多様化・複雑化し、既存の制度が対象としない生活課題への対応に日々、迫られている。そこで現在の社会保障制度においては、医療、介護、障がい者支援、子ども子育て支援などすべてが横断的に、かつ包括的に推進される「地域包括ケア」の実現が急がれることとなった。福祉分野においては、パラダイムを転換し、福祉は与えるもの、与えられるものといったように「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が今後の福祉改革を貫く基本コンセプトと位置づけられ、社会福祉法人もこれに積極的に関わることが求められている。さらに、広い視点から地域福祉への貢献を考えた場合、地域経済の振興（農業・観光・中核企業など）、地域生活の確保（医療・介護・福祉・教育など）、地域文化の振興（郷土の誇り・愛着など）を三つの柱とした「地方創生」推進にも目を向ける必要がある。

こうした中、本会も地域福祉を推進する具体的な取り組みのひとつとして、コミュニケーションセンターM a d o - k a（マドカ）の活動を推進してきた。この活動は、市街地における地域福祉活動、住民との交流の場として徐々に認知され、活動の幅も広がり、また注目されつつある。今年度においても引き続き、次に示す目標を基本としながら、本会の、地域福祉実践の場のひとつとしたい。

(1) コミュニケーションセンターM a d o - k a（マドカ）活動目標

- ①街なかにおける空き店舗（工場跡）を活用し、地域福祉活動および住民活動のサポートを推進する。
- ②老若男女や障がいのある人もない人も、互いに市民として交流また活動できる場を提供する。また、そのコーディネート活動により「ノーマライゼーション」の理念を实践する。
- ③誰でも気軽に利用できる地域交流スペースを通じて地域住民の情報交換、交流、活動推進を支援する。
- ④既存の制度に左右されることなく、住み慣れた地域で住民が福祉活動を实践することを支援する。
- ⑤自宅や学校、施設などとは違う「もうひとつの居場所」「ゆるやかな場所」を提供することで、ひろく住民が休息できること、またそのことで、住民にとって「一隅を照らす」場であることを目指す。

(2) 活動内容（目標とする機能）

- ①地域福祉における相談支援機能
- ②地域住民の交流、生きがづくり、活動連携機能
- ③市街地における休憩スペースとしての機能
- ④生活支援におけるコーディネート機能（ボランティアの育成、活動サポート）
- ⑤地域福祉に係る情報案内、情報発信機能
- ⑥地域における防災支援機能。

5 防災、緊急時の対策

入所・通所・相談系合わせて1日850人超の利用者を数える本会の防災・緊急時対策は、施設毎のきめ細かな対策はもとより、法人全体の連携ある総合的な対策が重要である。

そのため9月に全施設・職員参加の総合防災訓練を設定し、旭市消防組合、地元消防団の協力を得ながら通報・初期消火・避難誘導訓練等を実施する。なお、今年度の担当施設は「聖マリア園」とする。

ロザリオの聖母会では、この訓練を含めた法人内外の安全対策を検討、遂行する施設横断的機関として平成21年1月に総合安全対策委員会を発足して法人全体の安全対策に努めている。

28年度も本委員会の主導により、下記の計画の下、よりきめ細やかな対策に法人一体的に取り組みたいと考える。

(1) 総合安全対策委員会事業計画

総合安全対策委員会は毎月第1水曜日の12:30から1時間程度開催し、各事業所担当者参加の下、法人全体の総合的な安全対策を協議・検討する。

ア 法人全体の防災・防犯対策の向上

- ①消防用設備・機器の定期点検と消防法令に基づく適正な運用の確認
- ②防災無線、防犯カメラの配備と適切な運用管理
- ③感染症対策の継続・向上（インフルエンザ・感染性胃腸炎等）
- ④メール配信システムの効果・効率的な運用
- ⑤福祉避難所等地域との連携を強化する対策
- ⑥震災・津波・風水害対策マニュアルの見直しと対応訓練の実施
- ⑦非常時における生活物資の備蓄確認（飲料水・食料等）及び災害時・後の継続したサービス提供体制の確認と構築
- ⑧職員の労働災害防止に資する対策

イ 利用者等安全対策の向上

- ①災害対策（特に地震・津波等天災時）
- ②サービス提供上の事故対策（事前の防止策検討と事後の迅速な対処及び情報共有システムの構築）
- ③無断外出、行方不明対策（同上）及び外出・外泊時の対策（同上）

ウ 安全運転対策の向上

- ①送迎車両の安全対策（交通講習会の継続実施、交通安全運動ごとのノボリ設置や資料配布、LANや事務連絡会等での注意喚起、ドライブレコーダーの導入促進）
- ②訪問・相談系車両の安全対策（同上）
- ③通勤車両の安全対策（交通講習会の継続実施、交通安全週間ごとのノボリ設置や資料配布、LANや事務連絡会等での注意喚起）

④道交法違反行為対策（交通講習会の継続実施、交通安全週間ごとのノボリ設置や資料配布、LANや事務連絡会等での注意喚起）

エ IT・情報の適切な管理、及び体制の見直し

①業務上の電子情報を外部へ持ち出さない、個人用電子機器から内部へ電子情報を持ち込まないことの周知徹底。

②本部IT促進係による管理ソフトを活用した一元管理の徹底。

オ クレーム対策

①近隣住民との軋轢回避（事前の情報提供と事後の迅速かつ真摯な対応）

カ 職員による私的ボランティア活動時の事故防止

①経営会議等での情報収集

②届出書による状況把握

<平成29年度対策項目>

4月 設備点検（防災計画、ライフライン、給食、メール配信リスト、緊急連絡網）

5月 環境整備施設内外（遊歩道、段差、草刈等）

6月 交通安全講習会（交通法規遵守の徹底、ドライブレコーダー確認）

7月 夏季対策（屋内外活動、熱中症、食中毒等）、労働災害対策、不審者対応訓練

8月 虐待防止（研修の強化）権利擁護、その他の関係事項

9月 防災訓練（備蓄品や非常持出品等の確認）、福祉避難所対策

10月 防犯対策（IT関連、個人情報保護、施錠、不審者、カメラ等確認）

11月 感染症対策 ノロウイルス、インフルエンザ等（衛生用品等の備蓄確認）

12月 運転マナー（思いやり運転、スピード、飲酒）

1月 火災対策（火災予防、消防設備、防災設備、トラッキング事故防止等確認）

2月 医療介護 事故防止（転倒、誤嚥等）

3月 災害対策（地震 津波 3.11の振り返り）風水害対策

BCP資料の提出

①備蓄リストと発注マニュアル（5月、6月は確認月）

②パンデミック時の業務継続計画（7月は確認月）

③地震・津波時の行動計画（3月は確認月）

6 福祉サービスの向上

6-1 自己評価

平成29年度も平成25年9月18日付で策定した「ロザリオの聖母会福祉サービス共通基準2013年改訂版」を用いて、11月に全施設・事業所が自己評価を行うこととする。

6-2 第三者評価

29年度は前年度未実施であった聖母療育園に加え、聖マリア園、ワークセンター、聖ヨセフつどいの家が受審を予定している。

6-3 施設・事業所

施設・事業所で日常的に行われている活動では具体的な形でサービスの質向上につながると思われる取り組みが行われている。

入所・通所系事業所において居室やトイレ、浴槽改修工事など設備面での改善が計画的に進んでいることや老朽化した車両の更新なども基本サービス面での質向上に関係づけられる。また、処遇面での個別外出、土曜通所、保護者参加の下での各種行事なども質向上への一助になっていると思われる。

相談系では前年度に引き続き、自立支援協議会の部会活動の一環として相談支援事業所の集まりを定期的に行うことなども法人内にとどまらない地域全体のサービスの質向上を目指す活動として位置づけられる。また、外部研修への参加により最新の情報を収集し知識とスキルを深めていることも、相談レベルの向上につながっていると考えられる。

29年度も上述の施策を通じて、サービスの質向上に努めていきたい。

6-4 職員

サービスの質の主要な部分が職員のコミュニケーション能力に依拠することは対人サービスの基本だが、施設・事業所によっては、この部分で利用者や保護者の方々との摩擦、軋轢を生じるケースが少なくない現実は、十分改善されているとは言い難いので、29年度も引き続き研修計画や諸施策に組みこむ。

また、管理者と職員、及び職員間の縦横のコミュニケーション改善は職員の意欲、やる気を引き出し、ひいては利用者へのサービスの質向上につながるとの認識から、施設・事業所内の報告、連絡、相談を丁寧に習慣づけることや人事考課面接の機会を大切に扱うなどの地道な活動を繰り返すことによって着実な向上を図りたい。

次いで、良質なサービスを提供する上での前提条件である職員の心身面での健康を良好に保ち、良質な労働力を再生産し、腰痛防止など労働災害を未然に防ぐため、パワーアシストなど介護機器やロボットなどの導入促進を図りたい。

7 権利擁護

入所施設において前年度発生した虐待行為の反省から、全職員が今一度法人の理念、倫理要項、職員行動規範に基づいた行動に努めるとともに、今後は虐待防止及び権利侵害、差別解消等に対する施設・事業所内部のあらゆるチェック機能を確実に運用し、早期発見・再発防止策の徹底を図る。昨年同時期に起きた「相模原殺傷事件」は障害者の生きる事の権利をはく奪するという、残忍な犯行であり、虐待防止や再発防止の対策は喫緊の課題となっている。

虐待防止には職員個々が誠実な知性と豊かな感性や人間性を醸成すると共に、それらのバックボーンである確固たる倫理観や道徳観を確立することが肝要と思われるので、29年度も内外の研修機会を一人でも多くの職員が持てるよう努力していきたい。

研修内容については制度論や原則論だけでなく職員一人ひとりの心に染みる、魂を揺さぶるようなものが必要であり、自らの内面を見つめ直すことによって内発的に虐待防止に取り組むよう引き続き努力を傾けたい。

また、職員による虐待の背景には、心身両面でのストレスや過重負荷が相当程度のウェイトを占めるため、職員アンケートやストレスチェックを通じて個人や組織の状態を把握し、人事異動、人材の補充、待遇面での改善など、機動的な措置が講じられるように努める。

障害のある方々に限らず、高齢者、女性、子ども、外国人労働者など弱い立場の方々に襲いかかる人権侵害事例はこの地域においても例外ではないので、本会では各種相談系事業所を窓口にして宿泊施設やコミュニケーションセンターM a d o・k a（マドカ）による無料、低額のサービスを提供する、あるいは可能であれば生活困窮者に働く場を提供するなどの活動を法人の地域貢献と位置づけて推進していく。

8 苦情解決

本会の苦情解決制度は平成12年度にスタートして現在に至っている。

施設・事業所はもれなく苦情解決マニュアルを整備するとともに、施設ごとに苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置し、第三者委員には法人全体で服部紘一氏、向後恵子氏に委嘱している。

苦情受付方法は口頭、文書等様々でありEメールによる受付も行っている。今年度も引き続きこの制度を実施していくが、利用者にとってより分かりやすい制度の周知、施設内の掲示方法や苦情内容の職員間共通理解等の面をさらに向上させるよう取り組む。

社会福祉法人にとっての苦情は、一部にはクレーム性の強いものも見られるが大多数は利用者と施設・事業所との非対等性の中から生じるサービスへの不満であることから考えると、本会および施設・事業所は、寄せられる苦情をマイナス感情で、あるいは自己防衛的態度で受けるのではなく、問題をサービスの質改善・向上に結びつけようとする姿勢で対応することが肝要である。

よって、今年度も苦情を受付ける度に、その苦情の背景にある申出者の心理的要因まで踏み込み、その原因を分析・把握し、原因除去を中心に問題解決を図ると共に、サービスの質の向上や環境改善に結び付けていきたい。

9 情報公開

本会の広報紙である「広報ロザリオ」を年4回、4月、7月、10月、1月に発行する。

その他6月には法人財務状況情報公開の一環として「事業報告・決算特集号」を、また12月には「作文コンクール特集号」を発行する予定である。

平成26年5月29日付厚生労働省通知「社会福祉法人の認可について」により、インターネットを活用した公表が義務付けられたため、7月には本会のホームページ上にて、最新の財務諸表等決算情報と県へ提出した現況報告書を公開する予定である。

その他インターネットによるホームページでは、各施設の事業内容やトピックスなど随時更新を促進して広く社会に情報を提供するとともに、アクセス数の増加を図る。

また、各施設・事業所においては個別の園だよりやニュースレター等を発行、発信して利用者、保護者及び関係者への情報提供に努める。

なお、昨今の社会福祉法人を取り巻く情勢を踏まえると、本会の社会及び地域貢献的な性質をもつ各種事業を本広報紙によって社会に紹介することは重要な意味を持つと思えるので、29年度もこの姿勢を表現する紙面作りを心がけたい。